

一般原則の新旧対応表(案)

※ 『「公用文作成の考え方」の周知について(令和4年1月11日内閣官房長官通知)』を踏まえ、従前のカンマを読点に修正しているが、下線を引いていない。

改定素案	現行(第13回改定)
<p style="text-align: center;">第1章 一般原則</p> <p>第1項 産業の定義</p> <p>日本標準産業分類(以下「本分類」という。)における産業とは、財又はサービスの生産と供給において類似した経済活動を統合したものであり、実際上は、同種の経済活動を営む事業所の総合体と定義される。これには、営利事業と非営利事業がともに含まれるが、家計における主に自家消費のための財又はサービスの生産と供給は含まれない。</p> <p>第2項 事業所の定義</p> <p>本分類における事業所とは、<u>経済活動の場所的単位であり、原則としてその経済活動に次の二つの要件が備わっているものをいう。</u></p> <p>(1) <u>単一の経営主体により、一区画を占めて行われていること。</u></p> <p>(2) <u>その区画において、人及び設備を有して継続的に行われていること。</u></p> <p>具体的な事業所とは、<u>例えば、工場、製作所、事務所、営業所、商店、飲食店、旅館、娯楽場、学校、病院、役所、駅、鉱業所、農家等と呼ばれるものである。</u></p> <p><u>区画を識別する際には、一以上の経営主体が一定の場所において経済活動を行っている場合、その場所を一構内とした上で、一構内における経済活動が単一の経営主体によるものであればそれを一区画とし、複数の経営主体によるものであれば経営主体ごとにそれぞれを一区画とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 一般原則</p> <p>第1項 産業の定義</p> <p>日本標準産業分類(以下「本分類」という。)における産業とは、財又はサービスの生産と供給において類似した経済活動を統合したものであり、実際上は、同種の経済活動を営む事業所の総合体と定義される。これには、営利事業と非営利事業がともに含まれるが、家計における主に自家消費のための財又はサービスの生産と供給は含まれない。</p> <p>第2項 事業所の定義</p> <p>本分類における事業所とは、<u>経済活動の場所的単位であって原則として次の要件を備えているものをいう。</u></p> <p>(1) <u>経済活動が単一の経営主体の下において一定の場所すなわち一区画を占めて行われていること。</u></p> <p>(2) <u>財又はサービスの生産と供給が、人及び設備を有して、継続的に行われていること。</u></p> <p><u>すなわち、事業所とは、一般に工場、製作所、事務所、営業所、商店、飲食店、旅館、娯楽場、学校、病院、役所、駅、鉱業所、農家等と呼ばれるものである。</u></p> <p><u>この場合、一構内における経済活動が、単一の経営主体によるものであれば原則として一事業所とし、一構内であっても経営主体が異なれば経営主体ごとに別の区画としてそれぞれを一事業所とする。</u></p>

一般原則の新旧対応表(案)

改定素案	現行(第13回改定)
<p><u>このように区画を識別し難い場合には、売上台帳や貸金台帳等の経済活動に関する帳簿(以下「経営諸帳簿」という。)により区別できる範囲を一区画とみなすことがある。例えば、道路等により隔てられた二つ以上の近接する場所において単一の経営主体により経済活動が行われている場合には、それぞれを別の区画とすることが基本である。しかし、経営諸帳簿によりそれぞれの場所を区別して扱うことができない場合には、経営諸帳簿により区別できる範囲を一区画とみなすことがある。</u></p> <p>他方、経済活動の行われる態様は、多種多様なものがあることから、便宜上、次のように取り扱う場合がある。</p> <p>(1) 経済活動が一定の場所で行われず、他に特定の事業所を持たない<u>移動販売</u>や個人タクシー等の場合は、<u>事業主</u>の住居を事業所とする。 (削る)</p> <p>(2) <u>事業者と雇用契約を結ばず、主に住居において個人で経済活動に従事する場合は、本人の住居を事業所とする。</u></p> <p>(3) 日々従業者が異なり、貸金台帳も備えられていないような詰所、派出所等は、場所が離れていても原則として別の事業所とせず、それらを管理する事業所に含めて一事業所とする。</p> <p>(4) 農地、山林、海面等で行われる農・林・漁業の経済活動については、その場所を事業所とせず、それらの活動を管理している事務所、営業所又は事業主の住居を事業所とする。 なお、農・林・漁家の場合、一構内(屋敷内)に店舗、工場等を有し、そこで農・林・漁業以外の経済活動が行われている場合は、別にそれらの事業所があるものとする。</p> <p>(5) 建設工事の行われている現場は事業所とせず、その現場を管理する事務所(個人経営等で事務所を持たない場合は、事業主の住居)に含めて一事業所とする。</p> <p>(6) 鉄道業において、一構内に<u>幾つかの組織上の機関(保線区、機関区等)</u>がある場合は、その機関ごとに一事業所とする。ただし、駅、区等の機関で駅長、区長等の管理責任者が置かれていない場合は、その管理責任者のいる機関に含めて一事業所とする。</p>	<p><u>なお、一区画であるかどうかは明らかでない場合は、売上台帳、貸金台帳等経営諸帳簿が同一である範囲を一区画とし、一事業所とする。</u></p> <p>また、近接した二つ以上の場所で経済活動が行われている場合は、それぞれ別の事業所とするのが原則であるが、それらの経営諸帳簿が同一で、分離できない場合には、一区画とみなして一事業所とすることがある。</p> <p>しかし、経済活動の行われる態様は、多種多様なものがあることから、便宜上、次のように取り扱う場合がある。</p> <p>(1) 経済活動が一定の場所で行われず、他に特定の事業所を持たない<u>行商</u>や個人タクシー等の場合は、<u>本人</u>の住居を事業所とする。</p> <p>(2) <u>住居を仕事場としている著述家、画家、家庭における内職者等の場合は、本人の住居を事業所とする。</u></p> <p>(3) <u>いずれの事業所にも属さず、住居でテレワーク等に従事する場合は、本人の住居を事業所とする。</u></p> <p>(4) 日々従業者が異なり、貸金台帳も備えられていないような詰所、派出所等は、場所が離れていても原則として別の事業所とせず、それらを管理する事業所に含めて一事業所とする。</p> <p>(5) 農地、山林、海面等で行われる農・林・漁業の経済活動については、その場所を事業所とせず、それらの活動を管理している事務所、営業所又は事業主の住居を事業所とする。 なお、農・林・漁家の場合、一構内(屋敷内)に店舗、工場等を有し、そこで農・林・漁業以外の経済活動が行われている場合は、別にそれらの事業所があるものとする。</p> <p>(6) 建設工事の行われている現場は事業所とせず、その現場を管理する事務所(個人経営等で事務所を持たない場合は、事業主の住居)に含めて一事業所とする。</p> <p>(7) 鉄道業において、一構内に<u>いくつもの組織上の機関(保線区、機関区等)</u>がある場合は、その機関ごとに一事業所とする。ただし、駅、区等の機関で駅長、区長等の管理責任者が置かれていない場合は、その管理責任者のいる機関に含めて一事業所とする。</p>

一般原則の新旧対応表(案)

改定素案	現行(第13回改定)
<p>(7) 一構内に二つ以上の学校が併設されている場合は、学校の種類ごとに別の事業所とする(この場合の学校とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校、専修学校又は各種学校とする。)</p> <p>なお、教育以外の事業を営んでいる経営主体が、<u>同一構内に学校を</u>経営している場合、その学校は、教育以外の事業所とは別の事業所とする。</p> <p>(8) 国、地方公共団体については、<u>法令に基づいて設置される独立した一つの機関を一事業所として扱う。</u></p> <p>また、国、地方公共団体が行う公営企業、<u>公営競技の事業等</u>については、当該企業、事業等を行う機関ごとに一事業所とする。</p> <p>(9) <u>統計調査の目的によっては、登記上の役員等は存在するが、設備を専有していない法人等も事業所とする。</u></p> <p>以上のほか、事業所の有無を確定することが困難な場合、統計調査によっては事業所の取扱いに若干の相違が生じることがある。</p> <p>例えば、住居で<u>経済活動</u>が行われている場合は、次のように取り扱う<u>こと</u>がある。</p> <p>ア <u>住居に事業所があるものとする。</u></p> <p>イ 事業からの収入が収入の主な部分を占めている<u>場合</u>に限り、<u>住居に事業所があるものとする</u></p> <p>ウ 雇用者のある場合に限り、<u>住居に事業所があるものとする。</u></p> <p>エ <u>看板類似の社会的標識のある場所に限り、住居に事業所があるものとする。</u></p> <p>また、特定の元請業者の下で多くの下請がなされている場合、下請の事業所をその元請業者の下に一括する<u>場合</u>がある。</p>	<p>(8) 一構内に二つ以上の学校が併設されている場合は、学校の種類ごとに別の事業所とする(この場合の学校とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)の<u>規定による学校</u>とする。)</p> <p>なお、教育以外の事業を営んでいる経営主体が、<u>同じ場所に学校を</u>経営している場合、その学校は、教育以外の事業所とは別の事業所とする。</p> <p>(9) 国、地方公共団体については、<u>一構内であっても、法令により別個の機関として置かれている組織体は、それぞれ一事業所とする。</u></p> <p>また、国、地方公共団体が行う公営企業、<u>収益事業等</u>については、当該企業、事業等を行う機関ごとに一事業所とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(10) <u>そのほか、事業所の有無を確定することが困難な場合、統計調査によっては事業所の取扱いに若干の相違が生じることがある。</u></p> <p>例えば、住居の<u>一部で仕事</u>が行われている場合は、次のように取り扱う<u>場合</u>がある。</p> <p>ア. <u>そこに全て事業所があるものとする。</u></p> <p>イ. <u>事業からの収入が収入の主な部分を占めている世帯</u>に限り、事業所があるものとする</p> <p>ウ. <u>雇用者のある場合に限り、事業所があるものとする。</u></p> <p>エ. <u>看板類似の社会的標識のある場所に限り、事業所があるものとする。</u></p> <p>また、特定の元請業者の下で多くの下請がなされている場合、下請の事業所をその元請業者の下に一括する<u>場合</u>がある。</p>

一般原則の新旧対応表(案)

改定素案	現行(第13回改定)
<p>第3項 分類の基準</p> <p>本分類は、事業所で行われる経済活動、すなわち産業を主として以下のような<u>分類の基準</u>に着目して区分し、体系的にまとめたものである。</p> <p>(1) <u>生産に投入される財又はサービスの種類</u></p> <p>(2) <u>財又はサービスの生産方法(設備又は技術等)</u></p> <p>(3) <u>生産される財又はサービスの特徴(用途又は機能)</u></p> <p>なお、本分類は、<u>統計調査の対象となる産業の範囲の確定及び統計調査の結果の産業別の表章に用いられるものである。</u></p>	<p>第3項 分類の基準</p> <p>本分類は、<u>統計調査の対象における産業の範囲の確定及び統計調査の結果の産業別の表章に用いられるものである。この分類は、事業所において行われる経済活動、すなわち産業を、主として次のような諸点に着目して区分し、体系的に配列したものである。</u></p> <p>(1) <u>生産される財又は提供されるサービスの種類(用途、機能等)</u></p> <p>(2) <u>財の生産又はサービス提供の方法(設備、技術等)</u></p> <p>(3) <u>原材料の種類及び性質、サービスの対象及び取り扱われるもの(商品等)の種類</u></p> <p>なお、<u>分類項目の設定に当たっては、事業所の数、従業者の数、生産額、販売額等も考慮した。</u></p>

一般原則の新旧対応表(案)

改 定 素 案					現 行 (第 1 3 回 改 定)																																																																																																																																																																																
<p>第4項 分類の構成</p> <p>本分類は、大分類、中分類、小分類及び細分類から成る4段階構成であり、その構成は、大分類20、中分類99、小分類536、細分類1,473となっている。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">大 分 類</th> <th style="text-align: center;">中分類</th> <th style="text-align: center;">小分類</th> <th style="text-align: center;">細分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>A 農業、林業</td><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: center;">11</td><td style="text-align: center;">33</td></tr> <tr><td>B 漁業</td><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: center;">6</td><td style="text-align: center;">21</td></tr> <tr><td>C 鉱業、採石業、砂利採取業</td><td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: center;">7</td><td style="text-align: center;">32</td></tr> <tr><td>D 建設業</td><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: center;">23</td><td style="text-align: center;">55</td></tr> <tr><td>E 製造業</td><td style="text-align: center;">24</td><td style="text-align: center;">177</td><td style="text-align: center;">598</td></tr> <tr><td>F 電気・ガス・熱供給・水道業</td><td style="text-align: center;">4</td><td style="text-align: center;">10</td><td style="text-align: center;">20</td></tr> <tr><td>G 情報通信業</td><td style="text-align: center;">5</td><td style="text-align: center;">20</td><td style="text-align: center;">45</td></tr> <tr><td>H 運輸業、郵便業</td><td style="text-align: center;">8</td><td style="text-align: center;">33</td><td style="text-align: center;">63</td></tr> <tr><td>I 卸売業、小売業</td><td style="text-align: center;">12</td><td style="text-align: center;">66</td><td style="text-align: center;">205</td></tr> <tr><td>J 金融業、保険業</td><td style="text-align: center;">6</td><td style="text-align: center;">24</td><td style="text-align: center;">72</td></tr> <tr><td>K 不動産業、物品賃貸業</td><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: center;">15</td><td style="text-align: center;">28</td></tr> <tr><td>L 学術研究、専門・技術サービス業</td><td style="text-align: center;">4</td><td style="text-align: center;">23</td><td style="text-align: center;">42</td></tr> <tr><td>M 宿泊業、飲食サービス業</td><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: center;">18</td><td style="text-align: center;">30</td></tr> <tr><td>N 生活関連サービス業、娯楽業</td><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: center;">23</td><td style="text-align: center;">69</td></tr> <tr><td>O 教育、学習支援業</td><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: center;">16</td><td style="text-align: center;">36</td></tr> <tr><td>P 医療、福祉</td><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: center;">18</td><td style="text-align: center;">41</td></tr> <tr><td>Q 複合サービス事業</td><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: center;">6</td><td style="text-align: center;">10</td></tr> <tr><td>R サービス業（他に分類されないもの）</td><td style="text-align: center;">9</td><td style="text-align: center;">34</td><td style="text-align: center;">67</td></tr> <tr><td>S 公務（他に分類されるものを除く）</td><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: center;">5</td><td style="text-align: center;">5</td></tr> <tr><td>T 分類不能の産業</td><td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: center;">1</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(計) 20</td><td style="text-align: center;">99</td><td style="text-align: center;">536</td><td style="text-align: center;">1,473</td></tr> </tbody> </table> <p>本分類の分類符号は、大分類項目がアルファベット、中分類項目が2桁、小分類項目が3桁、細分類項目が4桁の数字で示されている。</p>	大 分 類	中分類	小分類	細分類	A 農業、林業	2	11	33	B 漁業	2	6	21	C 鉱業、採石業、砂利採取業	1	7	32	D 建設業	3	23	55	E 製造業	24	177	598	F 電気・ガス・熱供給・水道業	4	10	20	G 情報通信業	5	20	45	H 運輸業、郵便業	8	33	63	I 卸売業、小売業	12	66	205	J 金融業、保険業	6	24	72	K 不動産業、物品賃貸業	3	15	28	L 学術研究、専門・技術サービス業	4	23	42	M 宿泊業、飲食サービス業	3	18	30	N 生活関連サービス業、娯楽業	3	23	69	O 教育、学習支援業	2	16	36	P 医療、福祉	3	18	41	Q 複合サービス事業	2	6	10	R サービス業（他に分類されないもの）	9	34	67	S 公務（他に分類されるものを除く）	2	5	5	T 分類不能の産業	1	1	1	(計) 20	99	536	1,473					<p>第4項 分類の構成</p> <p>本分類は、大分類、中分類、小分類及び細分類から成る4段階構成であり、その構成は、大分類20、中分類99、小分類530、細分類1,460となっている。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">大 分 類</th> <th style="text-align: center;">中分類</th> <th style="text-align: center;">小分類</th> <th style="text-align: center;">細分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>A 農業、林業</td><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: center;">11</td><td style="text-align: center;">33</td></tr> <tr><td>B 漁業</td><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: center;">6</td><td style="text-align: center;">21</td></tr> <tr><td>C 鉱業、採石業、砂利採取業</td><td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: center;">7</td><td style="text-align: center;">32</td></tr> <tr><td>D 建設業</td><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: center;">23</td><td style="text-align: center;">55</td></tr> <tr><td>E 製造業</td><td style="text-align: center;">24</td><td style="text-align: center;">177</td><td style="text-align: center;">595</td></tr> <tr><td>F 電気・ガス・熱供給・水道業</td><td style="text-align: center;">4</td><td style="text-align: center;">10</td><td style="text-align: center;">17</td></tr> <tr><td>G 情報通信業</td><td style="text-align: center;">5</td><td style="text-align: center;">20</td><td style="text-align: center;">45</td></tr> <tr><td>H 運輸業、郵便業</td><td style="text-align: center;">8</td><td style="text-align: center;">33</td><td style="text-align: center;">62</td></tr> <tr><td>I 卸売業、小売業</td><td style="text-align: center;">12</td><td style="text-align: center;">61</td><td style="text-align: center;">202</td></tr> <tr><td>J 金融業、保険業</td><td style="text-align: center;">6</td><td style="text-align: center;">24</td><td style="text-align: center;">72</td></tr> <tr><td>K 不動産業、物品賃貸業</td><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: center;">15</td><td style="text-align: center;">28</td></tr> <tr><td>L 学術研究、専門・技術サービス業</td><td style="text-align: center;">4</td><td style="text-align: center;">23</td><td style="text-align: center;">42</td></tr> <tr><td>M 宿泊業、飲食サービス業</td><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: center;">17</td><td style="text-align: center;">29</td></tr> <tr><td>N 生活関連サービス業、娯楽業</td><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: center;">23</td><td style="text-align: center;">69</td></tr> <tr><td>O 教育、学習支援業</td><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: center;">16</td><td style="text-align: center;">35</td></tr> <tr><td>P 医療、福祉</td><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: center;">18</td><td style="text-align: center;">41</td></tr> <tr><td>Q 複合サービス事業</td><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: center;">6</td><td style="text-align: center;">10</td></tr> <tr><td>R サービス業（他に分類されないもの）</td><td style="text-align: center;">9</td><td style="text-align: center;">34</td><td style="text-align: center;">66</td></tr> <tr><td>S 公務（他に分類されるものを除く）</td><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: center;">5</td><td style="text-align: center;">5</td></tr> <tr><td>T 分類不能の産業</td><td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: center;">1</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(計) 20</td><td style="text-align: center;">99</td><td style="text-align: center;">530</td><td style="text-align: center;">1,460</td></tr> </tbody> </table> <p>本分類の分類符号は、大分類項目がアルファベット、中分類項目が2けた、小分類項目が3けた、細分類項目が4けたの数字で示されている。</p>	大 分 類	中分類	小分類	細分類	A 農業、林業	2	11	33	B 漁業	2	6	21	C 鉱業、採石業、砂利採取業	1	7	32	D 建設業	3	23	55	E 製造業	24	177	595	F 電気・ガス・熱供給・水道業	4	10	17	G 情報通信業	5	20	45	H 運輸業、郵便業	8	33	62	I 卸売業、小売業	12	61	202	J 金融業、保険業	6	24	72	K 不動産業、物品賃貸業	3	15	28	L 学術研究、専門・技術サービス業	4	23	42	M 宿泊業、飲食サービス業	3	17	29	N 生活関連サービス業、娯楽業	3	23	69	O 教育、学習支援業	2	16	35	P 医療、福祉	3	18	41	Q 複合サービス事業	2	6	10	R サービス業（他に分類されないもの）	9	34	66	S 公務（他に分類されるものを除く）	2	5	5	T 分類不能の産業	1	1	1	(計) 20	99	530	1,460
大 分 類	中分類	小分類	細分類																																																																																																																																																																																		
A 農業、林業	2	11	33																																																																																																																																																																																		
B 漁業	2	6	21																																																																																																																																																																																		
C 鉱業、採石業、砂利採取業	1	7	32																																																																																																																																																																																		
D 建設業	3	23	55																																																																																																																																																																																		
E 製造業	24	177	598																																																																																																																																																																																		
F 電気・ガス・熱供給・水道業	4	10	20																																																																																																																																																																																		
G 情報通信業	5	20	45																																																																																																																																																																																		
H 運輸業、郵便業	8	33	63																																																																																																																																																																																		
I 卸売業、小売業	12	66	205																																																																																																																																																																																		
J 金融業、保険業	6	24	72																																																																																																																																																																																		
K 不動産業、物品賃貸業	3	15	28																																																																																																																																																																																		
L 学術研究、専門・技術サービス業	4	23	42																																																																																																																																																																																		
M 宿泊業、飲食サービス業	3	18	30																																																																																																																																																																																		
N 生活関連サービス業、娯楽業	3	23	69																																																																																																																																																																																		
O 教育、学習支援業	2	16	36																																																																																																																																																																																		
P 医療、福祉	3	18	41																																																																																																																																																																																		
Q 複合サービス事業	2	6	10																																																																																																																																																																																		
R サービス業（他に分類されないもの）	9	34	67																																																																																																																																																																																		
S 公務（他に分類されるものを除く）	2	5	5																																																																																																																																																																																		
T 分類不能の産業	1	1	1																																																																																																																																																																																		
(計) 20	99	536	1,473																																																																																																																																																																																		
大 分 類	中分類	小分類	細分類																																																																																																																																																																																		
A 農業、林業	2	11	33																																																																																																																																																																																		
B 漁業	2	6	21																																																																																																																																																																																		
C 鉱業、採石業、砂利採取業	1	7	32																																																																																																																																																																																		
D 建設業	3	23	55																																																																																																																																																																																		
E 製造業	24	177	595																																																																																																																																																																																		
F 電気・ガス・熱供給・水道業	4	10	17																																																																																																																																																																																		
G 情報通信業	5	20	45																																																																																																																																																																																		
H 運輸業、郵便業	8	33	62																																																																																																																																																																																		
I 卸売業、小売業	12	61	202																																																																																																																																																																																		
J 金融業、保険業	6	24	72																																																																																																																																																																																		
K 不動産業、物品賃貸業	3	15	28																																																																																																																																																																																		
L 学術研究、専門・技術サービス業	4	23	42																																																																																																																																																																																		
M 宿泊業、飲食サービス業	3	17	29																																																																																																																																																																																		
N 生活関連サービス業、娯楽業	3	23	69																																																																																																																																																																																		
O 教育、学習支援業	2	16	35																																																																																																																																																																																		
P 医療、福祉	3	18	41																																																																																																																																																																																		
Q 複合サービス事業	2	6	10																																																																																																																																																																																		
R サービス業（他に分類されないもの）	9	34	66																																																																																																																																																																																		
S 公務（他に分類されるものを除く）	2	5	5																																																																																																																																																																																		
T 分類不能の産業	1	1	1																																																																																																																																																																																		
(計) 20	99	530	1,460																																																																																																																																																																																		

一般原則の新旧対応表(案)

改定素案	現行(第13回改定)
<p>第5項 分類の適用単位</p> <p>本分類を適用する単位は、一事業所ごとである。 なお、個人に本分類を適用する場合は、個人の属する事業所を単位とする。また、事業所及び個人以外、例えば企業等に適用する場合は、事業所の場合に準じて行うものとする。</p> <p>第6項 事業所の分類に際しての産業の決定方法</p> <p>本分類により事業所の産業を決定する場合は、事業所で行われている経済活動による。 本分類における経済活動とは、生産又は販売する財及び自企業内も含めた他事業所又は消費者に提供されるサービスを細分類項目でとらえたものである。なお、その事業所の本来の経済活動以外の一時的な要因によるものは除くものとする。 産業の決定においては、一事業所内で単一の分類項目に該当する経済活動が行われている場合は、その経済活動によって決定するが、複数の分類項目に該当する経済活動が行われている場合は、主要な経済活動によって決定する。この場合の主要な経済活動とは、これら複数項目のうち、生産される財、取り扱われる商品又は提供されるサービスに帰属する付加価値によって決定されるのが最良である。ただし、個々の付加価値の情報を入手するのは実際上困難な場合があり、このような場合には、付加価値を代理する指標として、生産される財の産出額、取り扱われる商品の販売額、提供されるサービスからの収入額等、又はそれらの活動に要した従業者数等を用いることとし、産業はこれらの中で最も大きな割合を占める活動によって決定する。(注)</p> <p>(注) 事業所の産業をこの産業分類に適用(格付)する場合は、上位分類から順次下位分類へと適用する。特に、一事業所において複数の分類項目に該当する経済活動を行っている場合は、まず、それらの経済活動を大分類ごとにまとめ、付加価値等の最も大きいものによって大分類を決定する。次に決定された大分類に該当する経済活動を中分類ごとにまとめ、その付加価値等の最も大きいものによって中分類を決定し、以下同様の方法で小分類、細分類を決定する。</p>	<p>第5項 分類の適用単位</p> <p>本分類を適用する単位は、一事業所ごとである。 なお、個人に本分類を適用する場合は、個人の属する事業所を単位とする。また、事業所及び個人以外、例えば企業等に適用する場合は、事業所の場合に準じて行うものとする。</p> <p>第6項 事業所の分類に際しての産業の決定方法</p> <p>本分類により事業所の産業を決定する場合は、事業所で行われている経済活動による。 本分類における経済活動とは、生産又は販売する財及び自企業内も含めた他事業所又は消費者に提供されるサービスを細分類項目でとらえたものである。なお、その事業所の本来の経済活動以外の一時的な要因によるものは除くものとする。 産業の決定においては、一事業所内で単一の分類項目に該当する経済活動が行われている場合は、その経済活動によって決定するが、複数の分類項目に該当する経済活動が行われている場合は、主要な経済活動によって決定する。この場合の主要な経済活動とは、これら複数項目のうち、生産される財、取り扱われる商品又は提供されるサービスに帰属する付加価値によって決定されるのが最良である。ただし、個々の付加価値の情報を入手するのは実際上困難な場合があり、このような場合には、付加価値を代理する指標として、生産される財の産出額、取り扱われる商品の販売額、提供されるサービスからの収入額等、又はそれらの活動に要した従業者数等を用いることとし、産業はこれらの中で最も大きな割合を占める活動によって決定する。(注)</p> <p>(注) 事業所の産業をこの産業分類に適用(格付)する場合は、上位分類から順次下位分類へと適用する。特に、一事業所において複数の分類項目に該当する経済活動を行っている場合は、まず、それらの経済活動を大分類ごとにまとめ、付加価値等の最も大きいものによって大分類を決定する。次に決定された大分類に該当する経済活動を中分類ごとにまとめ、その付加価値等の最も大きいものによって中分類を決定し、以下同様の方法で小分類、細分類を決定する。</p>

一般原則の新旧対応表(案)

改 定 素 案	現 行 (第 1 3 回 改 定)
<p>なお、農・林・漁家に対する販売又は賃加工サービスの提供は、一般消費者世帯に対するものと同様に取り扱うものとする。</p> <p>また、事業転換、休業中、設立準備中等の事業所の産業は、次のように取り扱う。</p> <p>(1) 1年以内に事業の転換が行われた事業所については、原則として転換後の事業を主要な経済活動とする。しかし、転換が一時的であって、設備等からみて転換前の事業に復帰することが可能であれば、転換前の事業を主要な経済活動とする場合がある。</p> <p>(2) 季節によって定期的に事業を転換する場合は、調査期日に行う事業とは関係なく、1年間を通じての主要な経済活動とする。</p> <p>(3) 休業中又は清算中の事業所の産業は、休業又は清算に入る前の経済活動によって決定する。</p> <p>(4) 設立準備中の事業所は、開始する経済活動によって決定する。</p> <p>以上が事業所の産業を決定する場合の原則的な方法であるが、主として管理事務を行う本社、支社等の産業、同一経営主体の事業所のみを対象として支援業務を行う事業所及び持株会社といわれる事業所の産業は、次のように取り扱う。</p> <p>(1) 主として管理事務を行う本社、支社、支所等の産業は、原則として、管理する全事業所を通じての主要な経済活動に基づき、その経済活動が分類されるべき産業中分類に設けられている小分類「管理、補助的経済活動を行う事業所」の該当項目に分類する。</p> <p>なお、全事業所を通じての主要な経済活動に基づき分類すべき産業中分類に小分類「管理、補助的経済活動を行う事業所」に該当する分類項目がない場合は、主要な経済活動と同一の分類項目に分類する。</p> <p>(2) 同一経営主体の下にある事業所を対象として、輸送、保管、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所については、経営主体の主たる経済活動によって分類されるべき産業中分類に設けられている小分類「管理、補助的経済活動を行う事業所」の該当項目に分類する。</p> <p>なお、主たる経済活動を行う主事業所の産業が分類されるべき産業中分類に小分類「管理、補助的経済活動を行う事業所」に該当する分類項目がない場合は、主要な経済活動と同一の分類項目に分類する。</p>	<p>なお、農・林・漁家に対する販売又は賃加工サービスの提供は、一般消費者世帯に対するものと同様に取り扱うものとする。</p> <p>また、事業転換、休業中、設立準備中等の事業所の産業は、次のように取り扱う。</p> <p>(1) 1年以内に事業の転換が行われた事業所については、原則として転換後の事業を主要な経済活動とする。しかし、転換が一時的であって、設備等からみて転換前の事業に復帰することが可能であれば、転換前の事業を主要な経済活動とする場合がある。</p> <p>(2) 季節によって定期的に事業を転換する場合は、調査期日に行う事業とは関係なく、1年間を通じての主要な経済活動とする。</p> <p>(3) 休業中又は清算中の事業所の産業は、休業又は清算に入る前の経済活動によって決定する。</p> <p>(4) 設立準備中の事業所は、開始する経済活動によって決定する。</p> <p>以上が事業所の産業を決定する場合の原則的な方法であるが、主として管理事務を行う本社、支社等の産業、同一経営主体の事業所のみを対象として支援業務を行う事業所及び持株会社といわれる事業所の産業は、次のように取り扱う。</p> <p>(1) 主として管理事務を行う本社、支社、支所等の産業は、原則として、管理する全事業所を通じての主要な経済活動に基づき、その経済活動が分類されるべき産業中分類に設けられている小分類「管理、補助的経済活動を行う事業所」の該当項目に分類する。</p> <p>なお、全事業所を通じての主要な経済活動に基づき分類すべき産業中分類に小分類「管理、補助的経済活動を行う事業所」に該当する分類項目がない場合は、主要な経済活動と同一の分類項目に分類する。</p> <p>(2) 同一経営主体の下にある事業所を対象として、輸送、保管、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所については、経営主体の主たる経済活動によって分類されるべき産業中分類に設けられている小分類「管理、補助的経済活動を行う事業所」の該当項目に分類する。</p> <p>なお、主たる経済活動を行う主事業所の産業が分類されるべき産業中分類に小分類「管理、補助的経済活動を行う事業所」に該当する分類項目がない場合は、主要な経済活動と同一の分類項目に分類する。</p>

一般原則の新旧対応表(案)

改 定 素 案	現 行 (第 1 3 回 改 定)
<p>(3) 会社として事業活動を行う一方、経営権を取得した子会社に対する管理機能を持つ、いわゆる事業持株会社である事業所は、当該事業所の主たる経済活動が会社の管理業務である場合には、主として管理業務を行う本社の場合に準じて産業を決定するが、会社としての事業活動を行わず、経営権を取得した会社に対する管理機能（経営戦略の立案・推進、経営の管理・指導、経営資源の最適配分等）を持つ、いわゆる純粋持株会社である事業所は、大分類「Lー学術研究、専門・技術サービス業」の「純粋持株会社（7282）」に分類する。</p> <p>(4) 上述の場合以外は、原則としてそこにおいて行われている主要な経済活動によって決定する。</p> <p>第7項 公務の範囲</p> <p>本分類は、経済活動の種類による分類であって、公営、民営を問わず同一の経済活動は同一項目に分類される。本分類における公務の分類には、国又は地方公共団体の機関のうち、国会、裁判所、<u>国の行政機関及びその地方支分部局のほか、都道府県庁、市役所、町村役場及びそれらの地方の事務所等において、立法事務、司法事務又は行政事務を担う機関の事業所が分類される。</u></p> <p><u>ただし、公務以外の産業と同様の業務を行う事業所は、公務以外のそれぞれの産業に分類される。</u></p>	<p>(3) 会社として事業活動を行う一方、経営権を取得した子会社に対する管理機能を持つ、いわゆる事業持株会社である事業所は、当該事業所の主たる経済活動が会社の管理業務である場合には、主として管理業務を行う本社の場合に準じて産業を決定するが、会社としての事業活動を行わず、経営権を取得した会社に対する管理機能（経営戦略の立案・推進、経営の管理・指導、経営資源の最適配分等）を持つ、いわゆる純粋持株会社である事業所は、大分類「Lー学術研究、専門・技術サービス業」の「純粋持株会社（7282）」に分類する。</p> <p>(4) 上述の場合以外は、原則としてそこにおいて行われている主要な経済活動によって決定する。</p> <p>第7項 公務の範囲</p> <p>本分類は、経済活動の種類による分類であって、公営、民営を問わず、同一の経済活動は同一項目に分類される。したがって、<u>産業分類の公務に分類されるものは、国又は地方公共団体の機関のうち、国会、裁判所、中央官庁及びその地方支分部局、都道府県庁、市区役所、町村役場等本来の立法事務、司法事務及び行政事務を行う官公署であって、その他のものは、一般の産業と同様にその行う業務によってそれぞれの産業に分類される。</u></p>

分類項目の新旧対応表(案)

※ 『「公用文作成の考え方」の周知について(令和4年1月11日内閣官房長官通知)』を踏まえ、従前のカンマを読点に修正しているが、下線を引いていない。

改定素案	現行(第13回改定)	備考
大分類 A-農業、林業	大分類 A-農業, 林業	
大分類 B-漁業	大分類 B-漁業	
大分類 C-鉱業、採石業、砂利採取業	大分類 C-鉱業, 採石業, 砂利採取業	
大分類 D-建設業	大分類 D-建設業	
06 総合工事業	06 総合工事業	
07 職別工事業(設備工事業を除く)	07 職別工事業(設備工事業を除く)	
070 管理、補助的経済活動を行う事業所 (07職別工事業)	070 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (07職別工事業)	
～	～	
079 その他の職別工事業	079 その他の職別工事業	
0791 ガラス工事業	0791 ガラス工事業	
0792 金属製建具工事業	0792 金属製建具工事業	
0793 木製建具工事業	0793 木製建具工事業	
0794 屋根工事業(金属製屋根工事業を除く)	0794 屋根工事業(金属製屋根工事業を除く)	
0795 防水工事業	0795 防水工事業	
0796 <u>解体・はつり工事業</u>	0796 <u>はつり・解体工事業</u>	名称変更
0799 他に分類されない職別工事業	0799 他に分類されない職別工事業	
08 設備工事業	08 設備工事業	
大分類 E-製造業	大分類 E-製造業	
09 食料品製造業	09 食料品製造業	

改定素案		現行(第13回改定)		備考
090	管理、補助的経済活動を行う事業所 (09食料品製造業)	090	管理、補助的経済活動を行う事業所 (09食料品製造業)	
	～		～	
095	<u>砂糖・でんぷん</u> 糖類製造業	095	糖類製造業	名称変更
0951	砂糖製造業(砂糖精製業を除く)	0951	砂糖製造業(砂糖精製業を除く)	
0952	砂糖精製業	0952	砂糖精製業	
0953	<u>でんぷん</u> 糖類製造業	0953	<u>ぶどう糖・水あめ・異性化糖</u> 製造業	名称変更
096	精穀・製粉業	096	精穀・製粉業	
097	パン・菓子製造業	097	パン・菓子製造業	
098	動植物油脂製造業	098	動植物油脂製造業	
099	その他の食料品製造業	099	その他の食料品製造業	
10	飲料・たばこ・飼料製造業	10	飲料・たばこ・飼料製造業	
100	管理、補助的経済活動を行う事業所 (10飲料・たばこ・飼料製造業)	100	管理、補助的経済活動を行う事業所 (10飲料・たばこ・飼料製造業)	
101	清涼飲料製造業	101	清涼飲料製造業	
102	酒類製造業	102	酒類製造業	
1021	果実酒製造業	1021	果実酒製造業	
1022	<u>発泡性</u> 酒類製造業	1022	<u>ビール</u> 類製造業	名称変更
1023	清酒製造業	1023	清酒製造業	
1024	<u>醸造</u> 酒類製造業(果実酒、清酒を除く。)			新設 (旧1024から)
1025	<u>蒸留</u> 酒類製造業			新設 (旧1024から)
1026	<u>混成</u> 酒類製造業			新設 (旧1021,1024から)
		1024	蒸留酒・混成酒製造業	廃止(分割して新 1022、1024、1025、 1026へ)

改定素案		現行(第13回改定)		備考
103	茶・コーヒー製造業(清涼飲料を除く)	103	茶・コーヒー製造業(清涼飲料を除く)	
104	製氷業	104	製氷業	
105	たばこ製造業	105	たばこ製造業	
106	飼料・有機質肥料製造業	106	飼料・有機質肥料製造業	
11	繊維工業	11	繊維工業	
110	管理、補助的経済活動を行う事業所(11繊維工業)	110	管理、補助的経済活動を行う事業所(11繊維工業)	
111	製糸業、紡績業、化学繊維・ねん糸等製造業	111	製糸業、紡績業、化学繊維・ねん糸等製造業	
112	織物業	112	織物業	
113	ニット生地製造業	113	ニット生地製造業	
114	染色整理業	114	染色整理業	
115	綱・網・レース・繊維粗製品製造業	115	綱・網・レース・繊維粗製品製造業	
116	外衣・シャツ製造業(和式を除く)	116	外衣・シャツ製造業(和式を除く)	
1161	織物製成人男子・少年服製造業 (不織布製及びレース製を含む)	1161	織物製成人男子・少年服製造業 (不織布製及びレース製を含む)	
1162	織物製成人女子・少女服製造業 (不織布製及びレース製を含む)	1162	織物製成人女子・少女服製造業 (不織布製及びレース製を含む)	
1163	織物製乳幼児服製造業 (不織布製及びレース製を含む)	1163	織物製乳幼児服製造業 (不織布製及びレース製を含む)	
1164	織物製シャツ製造業 (不織布製及びレース製を含み、下着を除く)	1164	織物製シャツ製造業 (不織布製及びレース製を含み、下着を除く)	
1165	織物製事務用・作業用・衛生用・スポーツ用衣服・ 学校服製造業(不織布製及びレース製を含む)	1165	織物製事務用・作業用・衛生用・スポーツ用衣服・ 学校服製造業(不織布製及びレース製を含む)	
1166	ニット製外衣製造業 (アウターシャツ類、セーター類等を除く)	1166	ニット製外衣製造業 (アウターシャツ類、セーター類 <u>など</u> を除く)	名称変更
1167	ニット製アウターシャツ類製造業	1167	ニット製アウターシャツ類製造業	
1168	セーター類製造業	1168	セーター類製造業	
1169	その他の外衣・シャツ製造業	1169	その他の外衣・シャツ製造業	

改定素案	現行(第13回改定)	備考
117 下着類製造業	117 下着類製造業	
118 和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業	118 和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業	
119 その他の繊維製品製造業	119 その他の繊維製品製造業	
12 木材・木製品製造業(家具を除く)	12 木材・木製品製造業(家具を除く)	
13 家具・装備品製造業	13 家具・装備品製造業	
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	14 パルプ・紙・紙加工品製造業	
15 印刷・同関連業	15 印刷・同関連業	
16 化学工業	16 化学工業	
17 石油製品・石炭製品製造業	17 石油製品・石炭製品製造業	
170 管理、補助的経済活動を行う事業所 (17石油製品・石炭製品製造業)	170 管理、補助的経済活動を行う事業所 (17石油製品・石炭製品製造業)	
171 石油精製業	171 石油精製業	
172 潤滑油・グリース製造業 (石油精製によらないもの)	172 潤滑油・グリース製造業 (石油精製によらないもの)	名称変更
1721 潤滑油・グリース製造業 (石油精製によらないもの)	1721 潤滑油・グリース製造業 (石油精製によらないもの)	名称変更
173 コークス製造業	173 コークス製造業	
～	～	
18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)	18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)	
19 ゴム製品製造業	19 ゴム製品製造業	
20 なめし革・同製品・毛皮製造業	20 なめし革・同製品・毛皮製造業	
21 窯業・土石製品製造業	21 窯業・土石製品製造業	
210 管理、補助的経済活動を行う事業所 (21窯業・土石製品製造業)	210 管理、補助的経済活動を行う事業所 (21窯業・土石製品製造業)	
211 ガラス・同製品製造業	211 ガラス・同製品製造業	

改定素案		現行(第13回改定)		備考
212	セメント・同製品製造業	212	セメント・同製品製造業	
213	建設用粘土製品製造業(陶磁器製を除く)	213	建設用粘土製品製造業(陶磁器製を除く)	
2131	粘土がわら製造業	2131	粘土かわら製造業	名称変更
2132	普通れんが製造業	2132	普通れんが製造業	
2139	その他の建設用粘土製品製造業	2139	その他の建設用粘土製品製造業	
214	陶磁器・同関連製品製造業	214	陶磁器・同関連製品製造業	
	～		～	
22	鉄鋼業	22	鉄鋼業	
23	非鉄金属製造業	23	非鉄金属製造業	
24	金属製品製造業	24	金属製品製造業	
25	はん用機械器具製造業	25	はん用機械器具製造業	
250	管理、補助的経済活動を行う事業所 (25はん用機械器具製造業)	250	管理、補助的経済活動を行う事業所 (25はん用機械器具製造業)	
251	ボイラ・原動機製造業	251	ボイラ・原動機製造業	
252	ポンプ・圧縮機器製造業	252	ポンプ・圧縮機器製造業	
253	一般産業用機械・装置製造業	253	一般産業用機械・装置製造業	
2531	動力伝導装置製造業(玉軸受、ころ軸受を除く)	2531	動力伝導装置製造業(玉軸受、ころ軸受を除く)	
2532	エレベータ・エスカレータ製造業	2532	エレベータ・エスカレータ製造業	
2533	物流運搬設備製造業	2533	物流運搬設備製造業	
2534	工業窯炉製造業(燃焼炉)	2534	工業窯炉製造業	名称変更
2535	冷凍機・温湿調整装置製造業	2535	冷凍機・温湿調整装置製造業	
259	その他のはん用機械・同部分品製造業	259	その他のはん用機械・同部分品製造業	

改定素案	現行(第13回改定)	備考
26 生産用機械器具製造業	26 生産用機械器具製造業	
27 業務用機械器具製造業	27 業務用機械器具製造業	
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	
280 管理、補助的経済活動を行う事業所 (28電子部品・デバイス・電子回路製造業)	280 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (28電子部品・デバイス・電子回路製造業)	
281 電子デバイス製造業	281 電子デバイス製造業	
282 電子部品製造業	282 電子部品製造業	
2821 抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業	2821 抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業	
2822 音響部品・磁気ヘッド・小形モーター製造業	2822 音響部品・磁気ヘッド・小形モーター製造業	名称変更
2823 コネクタ・スイッチ・リレー製造業	2823 コネクタ・スイッチ・リレー製造業	
283 記録メディア製造業	283 記録メディア製造業	
～	～	
29 電気機械器具製造業	29 電気機械器具製造業	
290 管理、補助的経済活動を行う事業所 (29電気機械器具製造業)	290 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (29電気機械器具製造業)	
291 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業	291 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業	
292 産業用電気機械器具製造業	292 産業用電気機械器具製造業	
2921 電気溶接機製造業	2921 電気溶接機製造業	
2922 内燃機関電装品製造業	2922 内燃機関電装品製造業	
2923 電気炉・電熱装置製造業		新設 (旧2929から)
2929 その他の産業用電気機械器具製造業 (車両用,船舶用を含む)	2929 その他の産業用電気機械器具製造業 (車両用,船舶用を含む)	
～	～	
30 情報通信機械器具製造業	30 情報通信機械器具製造業	

改定素案		現行(第13回改定)		備考
300	管理、補助的経済活動を行う事業所 (30情報通信機械器具製造業)	300	管理、補助的経済活動を行う事業所 (30情報通信機械器具製造業)	
301	通信機械器具・同関連機械器具製造業	301	通信機械器具・同関連機械器具製造業	
3011	有線通信機械器具製造業	3011	有線通信機械器具製造業	
3012	<u>スマートフォン</u>・携帯電話機・PHS電話機製造業	3012	携帯電話機・PHS電話機製造業	名称変更
3013	無線通信機械器具製造業	3013	無線通信機械器具製造業	
3014	ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業	3014	ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業	
3015	交通信号保安装置製造業	3015	交通信号保安装置製造業	
3019	その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業	3019	その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業	
302	映像・音響機械器具製造業	302	映像・音響機械器具製造業	
303	電子計算機・同附属装置製造業	303	電子計算機・同附属装置製造業	
31	輸送用機械器具製造業	31	輸送用機械器具製造業	
32	その他の製造業	32	その他の製造業	
大分類	Fー電気・ガス・熱供給・水道業	大分類	Fー電気・ガス・熱供給・水道業	
33	電気業	33	電気業	
330	管理、補助的経済活動を行う事業所 (33電気業)	330	管理、補助的経済活動を行う事業所 (33電気業)	
331	電気業	331	電気業	
<u>3311</u>	<u>発電業</u>			新設
<u>3312</u>	<u>送配電業</u>			新設
<u>3313</u>	<u>電気小売業</u>			新設(旧5599、6099 から)
<u>3314</u>	<u>電気卸供給業</u>			新設
		3311	発電所	廃止

改定素案	現行(第13回改定)	備考
	3312 変電所	廃止
34 ガス業	34 ガス業	
340 管理、補助的経済活動を行う事業所 (34ガス業)	340 管理、補助的経済活動を行う事業所 (34ガス業)	
341 ガス業	341 ガス業	
3411 ガス製造業	3411 ガス製造工場	名称変更
3412 ガス導管業	3412 ガス供給所	名称変更
3413 ガス小売業		新設(旧5599、6099 から)
35 熱供給業	35 熱供給業	
36 水道業	36 水道業	
大分類 G-情報通信業	大分類 G-情報通信業	
大分類 H-運輸業、郵便業	大分類 H-運輸業、郵便業	
42 鉄道業	42 鉄道業	
43 道路旅客運送業	43 道路旅客運送業	
44 道路貨物運送業	44 道路貨物運送業	
45 水運業	45 水運業	
46 航空運輸業	46 航空運輸業	
47 倉庫業	47 倉庫業	
48 運輸に附帯するサービス業	48 運輸に附帯するサービス業	
480 管理、補助的経済活動を行う事業所 (48運輸に附帯するサービス業)	480 管理、補助的経済活動を行う事業所 (48運輸に附帯するサービス業)	
～	～	
489 その他の運輸に附帯するサービス業	489 その他の運輸に附帯するサービス業	

改定素案	現行(第13回改定)	備考
4891 海運仲立業	4891 海運仲立業	
4892 レッカー・ロードサービス業		新設 (旧9299から)
4899 他に分類されない運輸に附帯するサービス業	4899 他に分類されない運輸に附帯するサービス業	
49 郵便業(信書便事業を含む)	49 郵便業(信書便事業を含む)	
大分類 I-卸売業、小売業	大分類 I-卸売業、小売業	
50 各種商品卸売業	50 各種商品卸売業	
51 繊維・衣服等卸売業	51 繊維・衣服等卸売業	
52 飲食料品卸売業	52 飲食料品卸売業	
53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	
54 機械器具卸売業	54 機械器具卸売業	
55 その他の卸売業	55 その他の卸売業	
56 各種商品小売業	56 各種商品小売業	
560 管理、補助的経済活動を行う事業所 (56各種商品小売業)	560 管理、補助的経済活動を行う事業所 (56各種商品小売業)	
561 百貨店		新設
5611 百貨店		新設 (旧5611から)
562 総合スーパー		新設
5621 総合スーパー		新設 (旧5611から)
	561 百貨店, 総合スーパー	廃止
	5611 百貨店, 総合スーパー	廃止(分割して新 5611、5621へ)
563 コンビニエンスストア		新設
5631 コンビニエンスストア		名称変更及び項目 移動(旧5891から)

改定素案	現行(第13回改定)	備考
564 <u>ドラッグストア</u>		新設
5641 <u>ドラッグストア</u>		項目移動 (旧6031から)
565 <u>ホームセンター</u>		新設
5651 <u>ホームセンター</u>		項目移動 (旧6091から)
566 <u>ワンプライスショップ</u>		新設
5661 <u>ワンプライスショップ</u>		新設(小売業56～60 内の各細分類から)
569 <u>その他の各種商品小売業</u>	569 <u>その他の各種商品小売業</u> (従業者が常時50人未満のもの)	名称変更
5699 <u>その他の各種商品小売業</u>	5699 <u>その他の各種商品小売業</u> (従業者が常時50人未満のもの)	名称変更
57 織物・衣服・身の回り品小売業	57 織物・衣服・身の回り品小売業	
58 飲食料品小売業	58 飲食料品小売業	
580 管理、補助的経済活動を行う事業所 (58飲食料品小売業)	580 管理、補助的経済活動を行う事業所 (58飲食料品小売業)	
581 各種食料品小売業	581 各種食料品小売業	
5811 <u>食料品スーパー</u>		新設 (旧5811から)
5819 <u>その他の各種食料品小売業</u>		新設 (旧5811から)
	5811 各種食料品小売業	廃止 (新5811、5819へ)
582 野菜・果実小売業	582 野菜・果実小売業	
～	～	
589 その他の飲食料品小売業	589 その他の飲食料品小売業	
	5891 コンビニエンスストア (飲食料品を中心とするものに限る)	項目移動 (新5631へ)
5891 牛乳小売業	5892 牛乳小売業	項目番号変更
5892 飲料小売業(別掲を除く)	5893 飲料小売業(別掲を除く)	項目番号変更

改定素案		現行(第13回改定)		備考
<u>5893</u>	茶類小売業	<u>5894</u>	茶類小売業	項目番号変更
<u>5894</u>	料理品小売業	<u>5895</u>	料理品小売業	項目番号変更
<u>5895</u>	米穀類小売業	<u>5896</u>	米穀類小売業	項目番号変更
<u>5896</u>	豆腐・かまぼこ等加工食品小売業	<u>5897</u>	豆腐・かまぼこ等加工食品小売業	項目番号変更
<u>5897</u>	乾物小売業	<u>5898</u>	乾物小売業	項目番号変更
5899	他に分類されない飲食料品小売業	5899	他に分類されない飲食料品小売業	
59	機械器具小売業	59	機械器具小売業	
60	その他の小売業	60	その他の小売業	
600	管理、補助的経済活動を行う事業所 (60その他の小売業)	600	管理、補助的経済活動を行う事業所 (60その他の小売業)	
601	家具・建具・畳小売業	601	家具・建具・畳小売業	
602	じゅう器小売業	602	じゅう器小売業	
603	医薬品・化粧品小売業	603	医薬品・化粧品小売業	
		6031	ドラッグストア	項目移動 (新5641へ)
<u>6031</u>	医薬品小売業(薬局を除く)	<u>6032</u>	医薬品小売業(調剤薬局を除く)	名称変更、項目番号変更
<u>6032</u>	薬局	<u>6033</u>	調剤薬局	名称変更、項目番号変更
<u>6033</u>	化粧品小売業	<u>6034</u>	化粧品小売業	項目番号変更
604	農耕用品小売業	604	農耕用品小売業	
～		～		
609	他に分類されない小売業	609	他に分類されない小売業	
		6091	ホームセンター	項目移動 (新5651へ)
<u>6091</u>	たばこ・喫煙具専門小売業	<u>6092</u>	たばこ・喫煙具専門小売業	項目番号変更

改定素案		現行(第13回改定)		備考
<u>6092</u>	花・植木小売業	<u>6093</u>	花・植木小売業	項目番号変更
<u>6093</u>	建築材料小売業	<u>6094</u>	建築材料小売業	項目番号変更
<u>6094</u>	ジュエリー製品小売業	<u>6095</u>	ジュエリー製品小売業	項目番号変更
<u>6095</u>	ペット・ペット用品小売業	<u>6096</u>	ペット・ペット用品小売業	項目番号変更
<u>6096</u>	骨とう品小売業	<u>6097</u>	骨とう品小売業	項目番号変更
<u>6097</u>	中古品小売業(骨とう品を除く)	<u>6098</u>	中古品小売業(骨とう品を除く)	項目番号変更
6099	他に分類されないその他の小売業	6099	他に分類されないその他の小売業	
61	無店舗小売業	61	無店舗小売業	
大分類	Jー金融業、保険業	大分類	Jー金融業、保険業	
大分類	Kー不動産業、物品賃貸業	大分類	Kー不動産業、物品賃貸業	
大分類	Lー学術研究、専門・技術サービス業	大分類	Lー学術研究、専門・技術サービス業	
大分類	Mー宿泊業、飲食サービス業	大分類	Mー宿泊業、飲食サービス業	
75	宿泊業	75	宿泊業	
76	飲食店	76	飲食店	
77	持ち帰り・配達飲食サービス業	77	持ち帰り・配達飲食サービス業	
770	管理、補助的経済活動を行う事業所 (77持ち帰り・配達飲食サービス業)	770	管理、補助的経済活動を行う事業所 (77持ち帰り・配達飲食サービス業)	
771	持ち帰り飲食サービス業	771	持ち帰り飲食サービス業	
772	配達飲食サービス業	772	配達飲食サービス業	
<u>773</u>	<u>施設給食業</u>			新設
<u>7731</u>	<u>施設給食業</u>			新設 (旧7721から)
大分類	Nー生活関連サービス業、娯楽業	大分類	Nー生活関連サービス業、娯楽業	

改定素案	現行(第13回改定)	備考
78 洗濯・理容・美容・浴場業	78 洗濯・理容・美容・浴場業	
780 管理、補助的経済活動を行う事業所 (78洗濯・理容・美容・浴場業) ～	780 管理、補助的経済活動を行う事業所 (78洗濯・理容・美容・浴場業) ～	
789 その他の洗濯・理容・美容・浴場業	789 その他の洗濯・理容・美容・浴場業	
7891 洗張・染物業	7891 洗張・染物業	
7892 エステティック業	7892 エステティック業	
7893 リラクゼーション業 (手技を用いるもので 医業類似行為を除く)	7893 リラクゼーション業(手技を用いるもの)	名称変更
7894 ネイルサービス業	7894 ネイルサービス業	
7899 他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業	7899 他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業	
79 その他の生活関連サービス業	79 その他の生活関連サービス業	
80 娯楽業	80 娯楽業	
800 管理、補助的経済活動を行う事業所(80娯楽業)	800 管理、補助的経済活動を行う事業所(80娯楽業)	
801 映画館	801 映画館	
802 興行場(別掲を除く)、興行団	802 興行場(別掲を除く)、興行団	
803 競輪・競馬等の競走場、競技団	803 競輪・競馬等の競走場、競技団	
8031 競輪場	8031 競輪場	
8032 競馬場	8032 競馬場	
8033 自動車・<u>モーターボートの競走場</u>	8033 自動車・ <u>モーターボートの競走場</u>	名称変更
8034 競輪競技団	8034 競輪競技団	
8035 競馬競技団	8035 競馬競技団	
8036 自動車・<u>モーターボートの競技団</u>	8036 自動車・ <u>モーターボートの競技団</u>	名称変更

改定素案		現行(第13回改定)		備考
804	スポーツ施設提供業	804	スポーツ施設提供業	
	～		～	
大分類	O-教育、学習支援業	大分類	O-教育、学習支援業	
81	学校教育	81	学校教育	
810	管理、補助的経済活動を行う事業所 (81学校教育)	810	管理、補助的経済活動を行う事業所 (81学校教育)	
812	小学校	812	小学校	
813	中学校、義務教育学校	813	中学校	名称変更
8131	中学校	8131	中学校	
8132	義務教育学校			新設
814	高等学校、中等教育学校	814	高等学校、中等教育学校	
	～		～	
818	学校教育支援機関	818	学校教育支援機関	
8181	高等教育機関の支援機関	8181	学校教育支援機関	名称変更
819	幼保連携型認定こども園	819	幼保連携型認定こども園	
82	その他の教育、学習支援業	82	その他の教育、学習支援業	
大分類	P-医療、福祉	大分類	P-医療、福祉	
83	医療業	83	医療業	
830	管理、補助的経済活動を行う事業所 (83医療業)	830	管理、補助的経済活動を行う事業所 (83医療業)	
	～		～	
835	施術業	835	療術業	名称変更
8351	あん摩マッサージ指圧師・はり師・ きゅう師・柔道整復師の施術所	8351	あん摩マッサージ指圧師・はり師・ きゅう師・柔道整復師の施術所	

改定素案	現行(第13回改定)	備考
<u>8352</u> <u>療術業</u>		名称変更及び項目移動(旧8359から)
	8359 その他の療術業	項目移動(新8352へ)
836 医療に附帯するサービス業	836 医療に附帯するサービス業	
84 保健衛生	84 保健衛生	
840 管理、補助的経済活動を行う事業所(84保健衛生) ～	840 管理、補助的経済活動を行う事業所(84保健衛生) ～	
849 その他の保健衛生	849 その他の保健衛生	
8491 検疫所(動物検疫所、植物防疫所を除く)	8491 検疫所(動物検疫所、植物防疫所を除く)	
8492 検査業	8492 検査業	
	8493 消毒業	廃止(新9295へ)
8499 他に分類されない保健衛生	8499 他に分類されない保健衛生	
85 社会保険・社会福祉・介護事業	85 社会保険・社会福祉・介護事業	
850 管理、補助的経済活動を行う事業所(85社会保険・社会福祉・介護事業)	850 管理、補助的経済活動を行う事業所(85社会保険・社会福祉・介護事業)	
851 社会保険事業団体 ～	851 社会保険事業団体 ～	
854 老人福祉・介護事業	854 老人福祉・介護事業	
8541 特別養護老人ホーム	8541 特別養護老人ホーム	
8542 介護老人保健施設	8542 介護老人保健施設	
<u>8543</u> <u>介護医療院</u>		新設
8544 通所・短期入所介護事業	8543 通所・短期入所介護事業	項目番号変更
8545 訪問介護事業	8544 訪問介護事業	項目番号変更

改定素案		現行(第13回改定)		備考
<u>8546</u>	認知症老人グループホーム	<u>8545</u>	認知症老人グループホーム	項目番号変更
<u>8547</u>	有料老人ホーム	<u>8546</u>	有料老人ホーム	項目番号変更
8549	その他の老人福祉・介護事業	8549	その他の老人福祉・介護事業	
855	障害者福祉事業	855	障害者福祉事業	
859	その他の社会保険・社会福祉・介護事業	859	その他の社会保険・社会福祉・介護事業	
大分類	Qー複合サービス事業	大分類	Qー複合サービス事業	
大分類	Rーサービス業(他に分類されないもの)	大分類	Rーサービス業(他に分類されないもの)	
88	廃棄物処理業	88	廃棄物処理業	
89	自動車整備業	89	自動車整備業	
90	機械等修理業(別掲を除く)	90	機械等修理業(別掲を除く)	
91	職業紹介・労働者派遣業	91	職業紹介・労働者派遣業	
92	その他の事業サービス業	92	その他の事業サービス業	
920	管理、補助的経済活動を行う事業所 (92その他の事業サービス業)	920	管理、補助的経済活動を行う事業所 (92その他の事業サービス業)	
921	速記・ワープロ入力・複写業	921	速記・ワープロ入力・複写業	
922	建物等維持管理業	922	建物サービス業	名称変更
9221	ビルメンテナンス業	9221	ビルメンテナンス業	
9229	その他の建物等維持管理業	9229	その他の建物サービス業	名称変更
923	警備業	923	警備業	
929	他に分類されない事業サービス業	929	他に分類されない事業サービス業	
9291	ディスプレイ業	9291	ディスプレイ業	
9292	産業用設備洗浄業	9292	産業用設備洗浄業	

改定素案	現行(第13回改定)	備考
9293 看板書き業	9293 看板書き業	
9294 コールセンター業	9294 コールセンター業	
9295 <u>ペストコントロール業</u>		新設(旧8493、9229等から)
9299 他に分類されないその他の事業サービス業	9299 他に分類されないその他の事業サービス業	
93 政治・経済・文化団体	93 政治・経済・文化団体	
94 宗教	94 宗教	
95 その他のサービス業	95 その他のサービス業	
96 外国公務	96 外国公務	
大分類 S-公務(他に分類されるものを除く)	大分類 S-公務(他に分類されるものを除く)	
97 国家公務	97 国家公務	
98 地方公務	98 地方公務	
981 <u>都道府県の機関</u>	981 都道府県機関	名称変更
9811 <u>都道府県の機関</u>	9811 都道府県機関	名称変更
982 <u>市町村の機関</u>	982 市町村機関	名称変更
9821 <u>市町村の機関</u>	9821 市町村機関	名称変更
大分類 T-分類不能の産業	大分類 T-分類不能の産業	